

1 ご家族登録制度

規約参照

ご家族登録制度規約

ご家族登録制度とは、ご契約者本人からのお問い合わせが難しい場合や、ご契約者へのご連絡ができない場合でも、大切なお知らせをご家族にお伝えすることができる制度です。

【ご家族登録制度の概要】

- ご契約者がご自身で契約内容を確認したいが、お問い合わせができないとき
→登録されたご家族の方が契約内容を確認できます。

(注)保険金などの請求や契約の変更手続きなどを行うことはできません。

- 当社から送付する各種手続きのご案内がご契約者に届かなかったときや、災害などでご契約者との連絡が困難となったとき
→郵便局または当社から登録されたご家族の方にご連絡します。

(注)転居などによりご契約者あての郵便物が不着となった場合、登録されたご家族の方に郵便物を送付することはできません。

- ご契約者は次の範囲内で1人の方を、「登録ご家族」として登録または変更することができます。

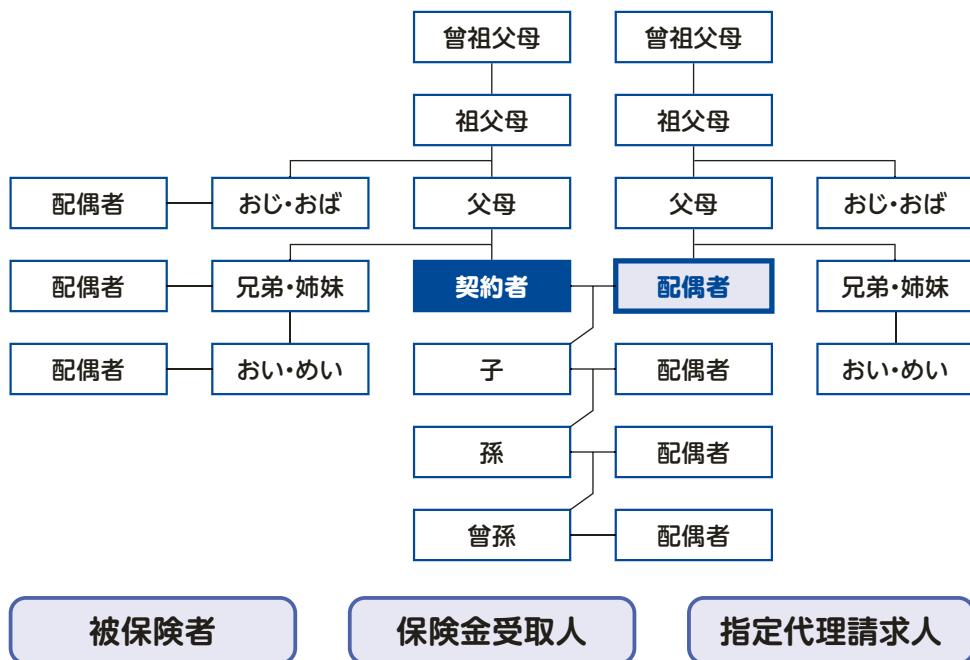
- ご家族を「登録ご家族」として登録または変更するための保険料は不要です。

- ご契約者を変更する場合、あらためて「登録ご家族」を登録してください。

(いずれも日本国内にお住まいの方に限ります。)

- 契約者の戸籍上の配偶者
- 契約者の3親等内の親族
- 被保険者、保険金受取人、指定代理請求人

【「登録ご家族」として登録できる範囲】



2 住所などの変更に伴う各種手続き

次の場合には、郵便局、当社の支店、またはかんぽコールセンター(0120-552-950)に速やかにご連絡ください。



- ①住所・電話番号(携帯電話番号)が変わったとき、年金受取場所(郵便局)の変更をするとき



- ②指定代理請求人、「登録ご家族」を変更するとき



- ③改姓・改名をしたとき



- ④海外に長期間滞在するとき



- ⑤保険証券や保険料領収帳(窓口用:通帳式)の紛失や盗難にあったとき



- ⑥年金受取人(被保険者)が死亡したとき



- ⑦保険料の払込方法、保険料振替口座を変更するとき

約款参照

長寿支援約款「第6章」、特約「第10章」、指定代理請求特則Ⅱ「第4条」

なお、法律上、有効な遺言によっても保険金受取人を変更できます。

規約参照

ご家族登録制度規約

住所変更の手続きはメールオーダー(郵送)でも受け付けています。手続き方法は、当社Webサイト(<http://www.jp-life.japanpost.jp/>)をご覧ください。



ご注意

- 郵便局にある「郵便物の配達」に関する「転居届」では、当社の保険契約に関する住所を変更することはできません。
- 長寿支援保険(低解約返戻金型)には、ご契約者を変更する取り扱いはありません。

3 契約者貸付制度

■ 約款参照

長寿支援約款「第27条」、災害「第11条」、傷医「第13条」、総医「第15条」

■ Web参照

貸付利率は金融情勢などにより変動することがあります。貸付利率については、当社Webサイト(<http://www.jplife.japanpost.jp/>)をご覧ください。

一時的にお金がご入り用なときには、貸し付けの制度を利用できます。

(1) 貸付内容

- ご契約者は、一時的にお金がご入り用なときには、解約返戻金額の一定の範囲内で貸し付けを受けることができます。
- 貸付期間は「1年」です。
- 貸付金に対する利息は、当社所定の**貸付利率**で計算します。貸付利率は、金融情勢の変化およびその他相当の事由がある場合には変更となることがあります。
- なお、貸し付けを受けることができる金額は、契約内容や経過年数などにより異なります。契約後、短期間の場合は、貸し付けを受けることができない場合もあります。

(2) 貸付金の返済方法

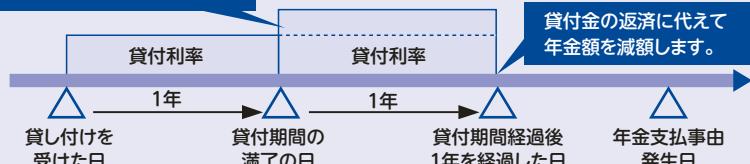
- 「全額返済」や「一部返済」のほか、前回の貸付金と同額の貸し付けを受けて、「貸付期間を更新」する方法もあります。(※)
- (※)経過年数によっては貸付期間を更新できない場合があります。

⚠ ご注意

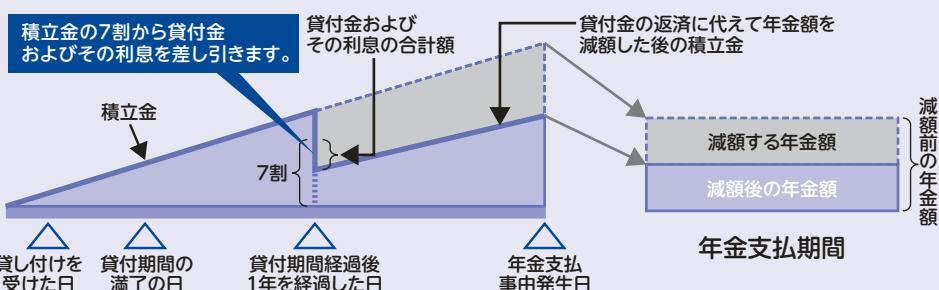
- 初めて貸し付けの制度を利用する場合、当社所定の貸付申込書が必要です。その際、申込書1枚につき、収入印紙(200円)が必要です。
- 貸付期間は1年ですので、1年内にご返済ください。
- 貸付期間内(1年以内)に返済をされない場合

- 貸付期間(1年)経過後の貸付利率は、貸付期間内における貸付利率よりも高くなります。
- また、貸付期間(1年)経過後さらに1年を経過し、かつ、その経過した日が年金支払事由発生日である場合には、当社は貸付金の返済に代えて年金額を減額します。

貸付期間(1年)経過後の貸付利率は、貸付期間内における貸付利率よりも高くなります。



- 貸付金の返済に代えて年金額を減額する場合、年金の原資となる積立金の7割から差し引くことで、貸付金およびその利息の返済に充当します。



4 契約者配当金

契約者配当金は、当社の毎年の決算に基づき、対象となる契約ごとに割り当てて支払います。

- 契約者配当金は、当社の定める利率による利息をつけて積み立てておき、年金支払期間が満了したとき、被保険者が死亡したとき、契約を解除したときなどに支払います。

⚠ ご注意

- 契約者配当金額は、当社の収益などの状況によって変動し、場合によつては割り当てられないときもあります。
- 無配当災害特約、無配当傷害医療特約、無配当総合医療特約には、契約者配当金はありません。

5 契約の解約と返戻金

契約を解約した場合、解約返戻金があるときはご契約者に支払います。
長寿支援保険(低解約返戻金型)は解約返戻金の水準を低く設定しており、
低く設定する割合を7割としています。

- ご契約者は、年金支払事由発日前であれば、基本契約をいつでも解約できます。特約はいつでも解約できます。
- 契約を解約した場合、返戻金があるときはご契約者に支払いますが、長寿支援保険(低解約返戻金型)は解約返戻金の水準を低く設定しており、どの時点で解約しても払い込んだ保険料の合計額よりも少ない金額となります。
- 生命保険では、払い込んだ保険料を預貯金のようにそのまま積み立てるのではなく、一部は保険契約の成立や維持するための必要経費などにあてています。このため契約後、短期間で解約した場合は、返戻金がまったくないか、あってもごくわずかです。

約款参照

長寿支援約款「第14章」、特約「第16章」

しおり参照

「特長としくみ」(22・23ページ)もご覧ください。

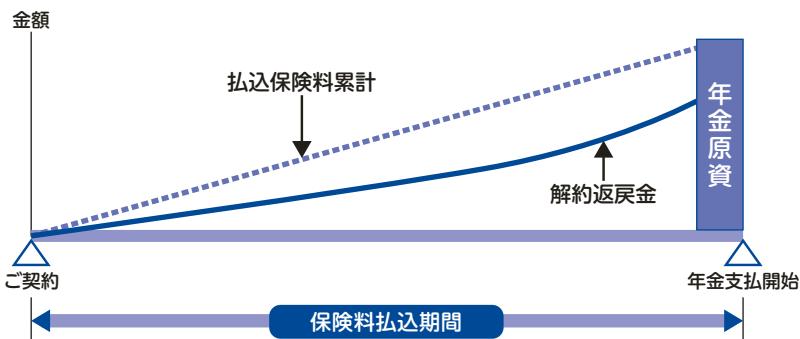
Web参照

利率は金融情勢などにより変動することがあります。利率については、当社Webサイト(<http://www.jplife.japanpost.jp/>)をご覧ください。

約款参照

長寿支援約款「第22・23条」、災害「第28・30条」、傷医「第28・30条」、総医「第33・35条」

●解約返戻金の推移イメージ



- 保険証券に同封した「あいさつ状」に返戻金額を例示していますので、ご参照ください。
- 解約返戻金額を確認する場合は、郵便局、当社の支店、またはかんぽコールセンター(0120-552-950)にお問い合わせください。

【お願い】

- 契約いただいた生命保険は、お客さま本人やご家族の生活保障、資金づくりなどに役立つ大切な財産です。ぜひとも末永くご継続ください。
- ご継続を迷われた場合は、郵便局、当社の支店、またはかんぽコールセンター(0120-552-950)に、お気軽にご相談ください。
 - ①保険料の払い込みが難しいとき →52ページ
 - ②一時的にお金がご入り用なとき →56ページ
 - ③保障内容の見直しをしたいとき →59ページ



⚠ ご注意

- 長寿支援保険(低解約返戻金型)では、年金支払事由発生日前に被保険者が死亡した場合は、年金の原資となる積立金の7割の額を返戻金として支払います。
- 年金支払事由発生日以降は基本契約を解約することはできません。また被保険者が死亡した場合の返戻金もありません。ただし、保証期間内の最後の年金支払事由発生応当日前に死亡された場合には、保証期間満了までの受取総額のうち、未払分の現価に相当する額を一括で支払います。

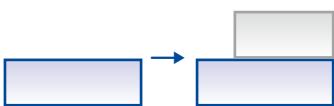
▶ 被保険者が死亡した場合の特約の返戻金

- 被保険者が死亡した場合、特約の返戻金があるときは、これを支払います。

6 保障内容の見直しを検討されているお客さまへ

契約後に保障内容の見直しをしたい場合には、次の方法があります。

- それぞれの方法の利用に際しては、所定の条件を満たすことが必要です。契約の種類や内容によっては取り扱いできない場合があります。

利用方法	しくみ図	しくみと特長	保険料
特約の中途付加	<p>〈現在の契約〉 〈新しい特約〉</p> 	現在の契約に、新たに無配当総合医療特約などを付加して保障内容を充実させる方法です。	保険料は、現在の契約の保険料と新たに付加した特約の保険料を合わせて払い込む必要があります。

- 上記の方法のほか、長寿支援保険(低解約返戻金型)の場合は以下の方法があります。

保険料額の減額変更 ①

保険料額を減額し、以後の保険料の負担を少なくする方法です。この場合、基本年金額は小さくなります。

しおり参照

「保険料の払い込みが難しい場合」(52ページ)や「現在の契約の解約・減額を前提とした、新たな契約の申し込みを検討されているお客さまへ」(19ページ)もご参照ください。

①約款参照

長寿支援約款「第19条」

ご注意

- 長寿支援保険(低解約返戻金型)には、以下の取り扱いはありません。
 - 保険料払済契約への変更
 - 年金支払事由発生日の変更

7 ご契約者をはじめとした関係者の保護

年金や特約保険金などの受取権の譲渡禁止

Q

年金や特約保険金などの受取権について、他人に譲渡したり、質権を設定することはできますか？

A

ご契約者、年金受取人または保険金受取人は、年金、特約保険金、返戻金または契約者配当金を受け取る権利を、他人に譲り渡したり、質権を設定することはできません。当社では、**生活保障のための契約について契約関係者の権利の保護を図るために**、主約款・特約条項で「譲渡禁止」①を規定しています。契約の成立後に交付する「保険証券」に「譲渡禁止」の表示があります。

 ①約款参照

長寿支援約款「第30条」、災害「第35条」、傷医「第35条」、総医「第40条」